

## 監査委員公告

平成24年1月12日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月5日

宮崎県監査委員 宮本 尊  
宮崎県監査委員 山口 博  
宮崎県監査委員 外山 衛  
宮崎県監査委員 宮原 義久

### 1 財政援助団体等を対象とした監査

#### (1) 学校法人日南学園（補助団体）

##### 【監査の結果】

私立高等学校授業料減免補助金について、授業料減免手続を誤り補助金申請を行っているものがあつた。留意を要する。（注意事項）

##### 【講じた措置】

指摘を受け、学校法人日南学園を指導した。その結果、平成23年度分の授業料減免補助金については、就学支援金の支給額と突合を行った上で、申請を行っていることを確認した。また、平成24年1月20日（金）に開催した私立高等学校等の事務長及び事務担当者を対象とした会議においても、就学支援金及び授業料減免補助金事務の留意事項として、指導を行った。

#### (2) 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）

##### 【監査の結果】

ひかり学園一般居住棟改修工事について、変更契約を締結しないまま工期延長を行っていた。留意を要する。（指摘事項）

グループホーム・ケアホーム整備推進事業補助金について、補助対象経費である敷金の趣旨や算定根拠を十分確認することなく、一般住宅の賃貸借契約を締結していた。留意を要する。（注意事項）

青島学園厨房改修工事及びみやざき荘トイレ改修工事について、工事請負契約約款に定められた一部下請通知書が提出されていなかった。留意を要する。（注意事項）

##### 【講じた措置】

宮崎県社会福祉事業団に対して、適正な工事契約を行うよう是正指導を行った。

グループホーム・ケアホーム用に住居を借り上げる際は、敷金及び礼金の趣旨や算定根拠を十分確認の上、賃貸借契約を締結するよう指導した。

宮崎県社会福祉事業団に対し、工事請負契約約款どおりに、適正に事務手続を行うよう是正指導を行った。

今後は、コンプライアンスを徹底するよう指導を行った。

#### (3) 宮崎県木材協同組合連合会（補助団体）

**【監査の結果】**

乾燥材供給システム整備総合対策事業補助金（人工乾燥施設リース促進事業）について、リース料の支払が遅れていた。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

宮崎県木材協同組合連合会に対し、支払事務に遅れが生じないよう、チェック体制を強化するとともに、補助金交付要綱・実施要領や事務取扱要領に基づいた適正な事務処理に努めるよう指導した。

(4) 社団法人宮崎県トラック協会（補助団体）

**【監査の結果】**

運輸事業振興助成補助金について、補助対象職員に係る給与規程の改定が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）

**【講じた措置】**

当該給与規程を早急に改定、整備するとともに、理事会にも報告の上、今後は遺漏を生じさせないため、事務手続の厳正化を図るよう指導を行った。

(5) 社団法人宮崎県畜産協会（補助団体）

**【監査の結果】**

肉用牛口蹄疫影響緩和緊急支援事業補助金等について、実績報告額を誤っていた。善処を要する。（指摘事項）  
高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫事業補助金について、平成22年度財務諸表及び平成23年度収支予算書へ計上されておらず、管理が不適切であった。善処を要する。（指摘事項）

**【講じた措置】**

実績報告の一部に重複した交付対象があり、補助金の過払が判明したことから、過払となった補助金については、速やかに戻入するよう指導した。  
今後、同様の事案の発生防止のために、電算システムの重複チェック機能の強化と人的チェックなどの徹底を図り、適正な執行に努めるよう指導した。  
当該事業については、2月議会で予算措置と同時に繰越手続も行っていたが、事務処理の窓口となった畜産協会において、未収計上等の処理がなされていなかった。  
今般の指摘を踏まえ、平成23年度財務諸表及び収支決算書に計上するよう指示を行うとともに、今後、今回のような緊急的な対応が発生した場合には、適切な事務処理に努めるよう指導した。

(6) 財団法人宮崎県奨学会（補助団体）

**【監査の結果】**

財団法人宮崎県奨学会補助金について、補助対象経費の支出手続に必要な経理規程が定められていない。善処を要する。（

指摘事項)

【講じた措置】

財団法人宮崎県奨学会補助金は、当該団体が運営している県立学校地区生徒寮の人件費、運営費等に要する経費であるが、本件は、支出の根拠となる会計処理要領や帳票様式等の経理規程が定められていなかったものである。

今後は、当該団体と協議を行いながら経理規程を定め、予算の適正な執行に努めていく。

(7) 財団法人宮崎県体育協会(補助団体)

【監査の結果】

宮崎県体育振興費補助金について、臨時職員の通勤手当が過払となっているものが見受けられた。善処を要する。  
(注意事項)

宮崎県体育振興費補助金(選手強化事業)について、交付額の確定前に補助金の返納を行わせるなど補助金の交付事務が適当でなかった。留意を要する。(注意事項)

ジュニアアスリート育成事業補助金について、間接補助事業者への交付事務に適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、臨時職員が年休を取得した場合、支給対象とならない通勤手当について、誤って支給したものである。指摘後、速やかに戻入の手続を行うよう指導するとともに、今後は、支給の際に出勤簿と休暇処理簿の照合を行うなど、事務局内で確実に点検を行い、適正な処理を行うよう指導した。

本件は、当該事業の補助金交付の内示の際に、九州プロック大会で敗退した場合の返金額を提示し、敗退が決定したら速やかにその金額を返納するよう指導していたため、後日、県体育協会から競技団体へ返納の通知を行う前に、競技団体が返納額を県体育協会へ返納したものである。

今後は、補助金額の変更があった場合には、速やかに返納通知を行うなど適正な事務を行うよう指導した

本件は、県体育協会の実施要領で定めた方法より低廉であるという理由で、実施要領に定めのない旅費の支給を行っていたものである。

また、競技団体から事業中止の連絡を受けていたにもかかわらず、変更の手続を行わなかったものである。

今後は、実施要領の内容や様式を見直すとともに、その改正について、事業を行う全競技団体に周知し、また、事業計画が変更された場合には、速やかに変更手続をするなど、適切な交付事務を行うよう指導した。

(8) 社団法人宮崎県林業公社(出資団体)

【監査の結果】

複写機の賃貸借契約について、契約締結の決裁伺に記載した者と契約書の相手が異なるなど、契約事務が適正に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

**【講じた措置】**

契約締結の決裁伺並びに契約書の内容等をチェックするとともに、現在の契約状況等の確認を行った。

また、林業公社に対して、内部のチェック体制を徹底するとともに、再発防止に努めるよう指導を行った。

(9) 社団法人宮崎県農業振興公社（出資団体）

**【監査の結果】**

優良農地創出事業に係る作業委託について、委託費の支払が遅れているものがあつた。留意を要する。（注意事項）

畜産担い手育成総合整備事業建築（繁殖牛舎等）工事について、監督員による変更の指示が書面で行われていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

畜産担い手育成総合整備事業建築（乳牛舎等）工事について、工事請負契約約款に定められた一部下請通知書が提出されていないものがあつた。留意を要する。（注意事項）

通勤手当について、認定誤りにより過払となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

監査の結果を受け、契約内容に則した適切な事務の執行が図られるよう、複数担当者による定期的な事業内容の確認を行う等、公社内部のチェック体制を強化するよう指導を行った。

契約変更に関し先立ち監督員指示書を作成の上、請負者に変更内容を指示するよう指導するとともに、チェック体制についても強化を図るよう指導を行った。

事務手続が適正に行われるようにチェックリスト等の作成やチェック体制の強化を図るよう指導した。

通勤手当の過払分については、自主返納を命じるとともに、今後は、社団法人宮崎県農業振興公社旅費規程等に基づき、適正な事務の執行が図られるよう指導を行った。

(10) 宮崎県道路公社（出資団体）

**【監査の結果】**

道路パトロール及び応急維持業務等の委託について、執行予定額の算定が適切でないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

一ツ葉道路北線交通安全施設工事について、工期変更に伴う契約保証の変更手続が行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

道路パトロール及び応急維持業務等の委託に当たって、業務1回当たりの単価を予算執行予定額としていたため、今後は、「業務1回当たりの予定単価×予定数量」により年間の執行見込総額を予算執行予定額とするよう指導した。

工期延長に伴う契約保証金の保証期間の変更手続が漏れていたもので、工期を延長した際は、工期に合わせた履行

保証書等を確実に徴するよう指導した。

(11) 宮崎県住宅供給公社（出資団体）

【監査の結果】

請負金額が100万円未満の工事の検査について、検査員の下命がないものや、請求書に検査済の表示及び検査員の記名押印がないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

今後は、宮崎県住宅供給公社工事検査取扱要領等に基づき、適正な事務処理を徹底するよう指導した。

(12) 財団法人宮崎県立芸術劇場（出資団体）

【監査の結果】

委託契約締結について、決裁規程に基づく事務を行っていないものがあった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

指摘を受け、当該財団では、次のとおり対応を行った。

- ・ 予算執行伺決裁欄に理事長の押印欄が存在しなかったため、理事長が押印できるように様式を改めた。
- ・ 予算執行伺及び契約締結時の決裁伺起案時に、出納員（総務課長）及び会計担当職員がそれぞれ決裁区分の確認を行うこととした。
- ・ 適切な事務処理が行われるよう、財団職員に改めて周知を行った。

また、県では上記対応を確認した。

(13) 財団法人宮崎県私学振興会（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、会計区分間の内部取引が相殺消去されていなかった。留意を要する。（注意事項）  
什器備品の取得額及び償却額について、決算書と固定資産台帳が一致していなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

指摘を受け、宮崎県私学振興会を指導した。  
その結果、決算財務諸表について、会計区分間の内部取引を相殺消去していなかった点については、平成23年度決算から会計区分間の内部取引について相殺処理するとの報告があった。  
このことを受けて、県では平成23年度決算の際に、改善状況の確認を行う予定としている。  
指摘を受け、宮崎県私学振興会を指導した。  
その結果、什器備品の取得額及び償却額に差異が生じた原因は、平成15年度の会計ソフト導入に関して、取得時の金額を決算書に計上すべきところ、未償却額を計上していたためとのことであり、平成23年度決算から、取得時の金額を計上して処理するとの報告があった。  
このことを受けて、県では平成23年度決算の際に、改善

状況の確認を行う予定としている。

(14) 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（出資団体）

【監査の結果】

福祉施設経営指導事業費補助金等について、郵便切手等の管理が適当でなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県社会福祉協議会に対して、郵便切手等の購入の際は、必要な時に適量を購入する等、管理方法について是正指導を行った。

(15) 財団法人宮崎県腎臓バンク（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表及び収支計算書について、公益法人会計基準等に基づいていなかった。

また、固定資産の減価償却方法が会計処理規程に定められていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県腎臓バンクでは、公益法人会計基準等に則り、適正に処理されるよう、所要の改善を行うこととしており、その改善状況を確認するとともに、指導を徹底することとしている。

(16) 財団法人宮崎県環境整備公社（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、退職給付引当金の計上を誤るなど適切でない点が見受けられた。留意を要する。（注意事項）

エコクリーンプラザみやざきごみ処理システム再構築等調査検討業務委託について、前払金の支払が遅れていた。留意を要する。（注意事項）

温浴施設及び芝生広場等管理運営業務委託について、実績報告書を求めていないなど委託業務の管理が適切に行われていなかった。

また、所定の手続をせず再委託が行われていた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

平成23年度決算では、職員退職手当規程により算出した必要な額を計上し、適正な会計処理に努めるよう指導した。

契約書の内容と請求日を十分に確認し、支払が遅れることのないよう指導した。

実績報告書として成果報告書の提出を受けていたが、指摘を受けたとおり報告書の内容が十分ではない部分もあったことから、平成23年度から業務仕様書に沿った内容の報告に改めるよう指導した。

平成24年度に向けては、委託契約書及び業務仕様書の必要な見直しをさせるとともに、定期的及び必要に応じて随時提出される報告書の確認を徹底させ、委託業務の管理を

適切に行うよう指導した。  
また、再委託については、平成23年度から所定の手続を行うよう指導した。

(17) 宮崎県信用保証協会（出資団体）

【監査の結果】  
旅費について、旅費規程に基づいた交通費の支給が行われていないものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】  
旅費規程に関する運用を見直すとともに、今後とも旅費の支給手続等について、旅費規程に基づく適切な事務執行が行われるよう指導を行った。

(18) 財団法人宮崎県機械技術振興協会（出資団体）

【監査の結果】  
材料試験機、オートグラフ、マイクロビッカース硬度計の点検整備委託等について、契約書が作成されていないなど、契約事務が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】  
財務規程において、契約に関する事項を明確にし、確実に作成するとともに、今後は、適正な契約事務を徹底するよう指導を行った。

(19) 財団法人みやざき観光コンベンション協会（出資団体）

【監査の結果】  
寄附を受けた備品について、貸借対照表上、適正な評価額をもって資産計上していなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】  
当該備品について、適正な評価額をもって資産計上するよう改善するとともに、今後は適正な備品管理に遺漏を生じさせないよう指導を行った。

(20) 財団法人宮崎県水産振興協会（出資団体）

【監査の結果】  
当期収支差額について、3年連続の赤字となっている。引き続き経営改善に向けた努力が望まれる。（要望事項）

【講じた措置】  
今年度中に5か年間の計画期間とする中長期経営改善計画を策定し、計画的かつ効果的な経営改善に取り組むよう指導を行った。  
また、当該法人は平成24年度末を目標として一般財団法人への移行を計画しているため、移行後の法人運営を見据えた改善計画となるよう助言を行っている。

(21) 社団法人宮崎県畜産公社（出資団体）

**【監査の結果】**

決算財務諸表について、財産目録が作成されていなかった。  
また、定款に財産目録作成の規定がなかった。善処を要する。  
。（指摘事項）

**【講じた措置】**

財産目録については、速やかに提出され、内容が適切であることを確認した。  
また、定款に財産目録作成の規定を今年度内に追加するよう指導した。  
今後、規定に基づく適正な事務処理に努めるよう指導した。

(22) 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター（出資団体）

**【監査の結果】**

一ツ瀬川県民スポーツレクレーション施設ゴルフコース業務委託等について、見積書を徴していないなど、契約事務が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。  
。（指摘事項）

決算財務諸表について、会計区分間の内部取引が相殺消去されていなかった。留意を要する。  
。（注意事項）

一ツ瀬川県民スポーツレクレーション施設ゴルフコース業務委託について、実績報告書の確認が十分でなかったことから、支出額を誤っているものがあった。善処を要する。  
。（注意事項）

「ホームページ」運用支援ならびに「総合管理システム」のソフト保守業務委託について、委託期間終了前に委託料を支払っていた。留意を要する。  
。（注意事項）

**【講じた措置】**

財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター会計規程では、「契約は、宮崎県が行う契約の例による。」と規定していることから、財団に対し県の契約手続に準じた適正な事務処理を行うよう指導した。

財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターに対して、公益法人会計基準に基づき、当財団が有する会計区分間において生じる内部取引高については、決算財務諸表において相殺消去するよう指導した。

財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターに対して、実績報告書の確認作業を確実にし、チェック体制を強化するよう指導した。

なお、誤払について、適正に精算処理がなされていることを確認した。

財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターに対して、委託契約の内容を十分確認し、委託期間終了後に支払を行うよう指導した。

(23) 公益財団法人宮崎県暴力追放センター（出資団体）

**【監査の結果】**

旅費について、宿泊料を誤り支給不足となっているものがあった。善処を要する。  
。（注意事項）

**【講じた措置】**

不足分の旅費を追給し、手続を完了した。  
また、センター職員に対する旅費の研修を行い、適正処理に努めるよう指導した。

- (24) 社団法人宮崎県林業協会〔宮崎県林業技術センター〔森とのふれあい施設〕、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

**【監査の結果】**

公の施設の管理運営について、収入、支出及び契約に関する事務手続が適正に行われていないものが散見された。留意を要する。（指摘事項）

**【講じた措置】**

収入金の領収・整理、見積書や請求書及び契約書に基づく履行確認について、複数の職員で確認を行うなどチェック体制を整備するとともに、適正な会計処理や契約事務が実施されるよう職員研修を行うなど、職員の資質向上に努めるよう指導した。